

株式会社 確認サービス

■贈与税非課税限度額加算の対象家屋であることを証する「住宅性能証明書」  
発行料金表

業務区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

◆一戸建ての住宅（併用住宅を含む）【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-1)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	住宅の新築又は新築住宅の取得 をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》
			2回	51,000 《 3,778 》
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	31,000 《 2,296 》
			2回	41,000 《 3,037 》
			3回	51,000 《 3,778 》
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	31,000 《 2,296 》
2回			41,000 《 3,037 》	
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	不要	2,000 《 148 》
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》
			2回	20,000 《 1,481 》
			3回	30,000 《 2,222 》
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》
			2回	30,000 《 2,222 》
	3回	40,000 《 2,963 》		

◆共同住宅等（併用住宅を除く）【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-2)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	住宅の新築又は新築住宅の取得 をする場合		
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数		
			2回	51,000 《 3,778 》 × 戸数		
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積		
			2回			
			3回			
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数		
2回			51,000 《 3,778 》 × 戸数			
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	不要	2,000 《 148 》 × 戸数		
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》 × 戸数		
			2回	20,000 《 1,481 》 × 戸数		
			3回	30,000 《 2,222 》 × 戸数		
製造者認証がある場合			※区分ロの場合は別途見積		1回	20,000 《 1,481 》 × 戸数
			2回	30,000 《 2,222 》 × 戸数		
	3回	40,000 《 2,963 》 × 戸数				

◆一戸建ての住宅（併用住宅を含む）【既存住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-3)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	既存住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	31,000 《 2,296 》
証明書等Cがある場合	二	区分イ、ハのいずれか ※区分ロの場合は別途見積	1回	10,000 《 741 》
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》

◆共同住宅等（併用住宅を除く）【既存住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-4)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	既存住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数
証明書等Cがある場合	二	区分イ、ハのいずれか ※区分ロの場合は別途見積	1回	10,000 《 741 》 × 戸数
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》 × 戸数
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》 × 戸数

- 1: 料金は、図面審査と現場検査を含んだ額です。
- 2: 「証明書等」とは「証明書等A」と「証明書等B」のことをいう。
- 3: 「証明書等A」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。  

フラット35S適合証
------------
- 4: 「証明書等B」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。  

設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証、 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証、BELS評価書、 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査の適合証、 建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査の適合証、現金取得者向け新築対象住宅証明書
---
- 5: 「証明書等C」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。  

新築時のフラット35S適合証、新築時の建設住宅性能評価書
------------------------------
- 6: 計画を変更する場合の料金は、見積と致します。
- 7: 証明書の発行を複数枚希望する場合は、1枚追加ごとに2,000円《148》を料金に加算する。
- 8: 当社申請手数料表の地域割増手数料・料金地域表（表-20）に示す市町村等は、それぞれの地域割増料金を検査回数分加算します。
- 9: \*1の現場審査の時期については、◆現場審査の時期（表-5）を参照してください。

◆現場審査の時期

(表-5)

区分	適用する住宅性能	現場審査の時期 *3	
		住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	既存住宅の取得をする場合
イ	・断熱等性能等級（等級4）*2 ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	下地張り直前の工事の完了時	竣工時
		竣工時	
ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） *1 ・その他（免震建築物）	基礎配筋工事の完了時	竣工時
		躯体工事の完了時	
		竣工時 *5	
ハ	・高齢者等級（等級3以上）	下地張り直前の工事の完了時 *4	竣工時
		竣工時	

- 1：現場審査の時期は、原則（表-5）のとおりとします。
- 2：現場審査の時期、方法等については品確法に基づく建設住宅性能評価に準じます。
- 3：\*1について、製造者認証書を取得している場合は、躯体工事の完了時の現場審査を省略します。
- 4：\*2について、製造者認証書を取得している場合は、竣工時のみとします。
- 5：\*3について、受付時点で終了している検査工程の部分については、設計図書等と現場の整合、劣化事象の有無、施工関連図書等（工事監理報告書、工事記録、施工写真、納品書等）の確認を行います。
- 6：\*4について、施工関連図書等で適用する住宅性能が確認できる場合は、当該現場審査を省略できるものとします。
- 7：\*5について、建築基準法に基づく検査済証の提出があった場合は竣工時の現場審査を省略できるものとします。

■地域割増手数料・料金(課税)

地域割増手数料・料金地域表 ※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-20)

単位:円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	15,000 《1,111》	御嵩町の都市計画区域内			いなべ市の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菟野町の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 尾鷲市 熊野市 鳥羽市 名張市 玉城町 御浜町 紀北町 南伊勢町
		都市計画区域外			都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	15,000 《1,111》	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山町の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	飯能市 本庄市 小川町 越生町 神川町 上里町 滑川町 鳩山町 美里町 寄居町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 酒々井町の都市計画区域内	都市計画区域外	相模原市の一部(緑区の一部※1) 三浦市 愛川町の都市計画区域内 都市計画区域外
C 地域	41,000 《3,037》	秩父市 長瀨町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 栄町 横芝光町 九十九里町 長生村		
		都市計画区域外	都市計画区域外		

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	15,000 《1,111》	下妻市 常総市 坂東市 かすみがうら市 八千代町の都市計画区域内	小山市の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口湖町の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田市 那珂市 ひたちなか市 北茨城市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 那須塩原市 大田原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	韮崎市 南アルプス市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	15,000 《1,111》	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町 の都市計画区域内	綾部市 南丹市 福知山市 笠置町 和束町 京丹波町 宇治田原町 南山城村 の都市計画区域内		相生市 朝来市 宍粟市 丹波市 たつの市 篠山市 佐用町 赤穂市 淡路市 洲本市 上郡町 南あわじ市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	高島市	舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町
		都市計画区域外	都市計画区域外		都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	15,000 《1,111》	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の川市 の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	高取町 大淀町 明日香村 五條市 の都市計画区域内	有田市 海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	曾爾村 御杖村 川上村 十津川村 上北山村 山添村 宇陀市 吉野町 野迫川村 東吉野村 下北山村 黒滝村 天川村 下市町	高野町 有田川町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

1. 確認検査(建築物)、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一敷地内で一度に複数の昇降機完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
3. 同一敷地(街区)内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。